

## **自然科学研究機構产学連携支援事業 審査要項**

「自然科学研究機構产学連携支援事業」（以下「本事業」という。）の審査は、この審査要項に従って、自然科学研究機構产学連携委員会（以下「委員会」という。）において実施する。

### I. 審査方針

これまでに得られた基礎研究の計測・実験等のノウハウ、知的財産等を基盤としており、具体的な産業応用や社会実装が想定されたうえで研究成果等の適用可能性を実証し、产学連携につながる研究シーズを創出することが期待できる課題（萌芽支援）、民間企業等との共同研究において顕著な進展が見られることが期待できる課題（育成支援）を採択する。

### II. 利害関係者排除

評価に関する利害関係の排除の取扱いについては、次のとおりとする。

- ① 委員会の構成員が、申請課題の共同研究者である場合は、評価に加わらないこととする。
- ② 委員会の構成員が、申請課題の申請代表者、共同研究者との関係において、次に挙げるものに該当すると自ら判断する場合は、評価に加わらないこととする。
  - (ア) 親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係
  - (イ) 繁密な共同研究を行う関係
    - (例えは、共同研究の遂行、共著研究論文の執筆もしくは、同一目的の研究会メンバーにおいて、繁密な関係にある者)
  - (ウ) 同一研究単位での所属関係（同一講座の研究者等）
  - (エ) 親密な師弟関係もしくは直接的な雇用関係
  - (オ) 申請課題の採否又は評価が委員会の構成員の直接的な利益につながると見なされるおそれのある対立的な関係もしくは競争関係

### III. 審査の方法等

#### 1. 審査方法

- ① 委員会は、申請代表者から提案のあった研究テーマについて、「申請書」に基づき書面審査を行い、委員の審査結果を委員長が集約し「審査結果の

まとめ」を作成する。必要に応じてヒアリング審査を行う。

- ② 委員会による審査結果のまとめを踏まえ、委員会が採択課題を決定する。

## 2. 審査に当たっての着目点

### (1) 研究目的・目標について

- これまでの研究成果の産業化や社会実装の可能性検証に向けた研究目的・内容になっているか。
- 最終的な目的となる産業化や社会実装のビジョンは妥当か。
- 過去に研究代表者として自然科学研究機構产学連携支援事業に採択されたことがある、もしくは自然科学研究機構产学連携支援事業において本申請と類似した研究課題に連携研究者として参画したことがある場合（以下、継続課題という）には、過去課題を踏まえた目的・目標の検討・再設定が適切になされているか。

### (2) 研究経緯・動向把握について

- 具体的な産業応用や社会実装向けた具体的なアプローチなどが記載され、産業化や社会実装への道筋が明確か。既存技術や類似研究に対する優位性が具体的に示されているか。

### (3) 研究実施内容について

- 研究実施内容が具体的であり、設定期間内での実現可能性が高い内容であるか。
- 継続課題の場合、過去課題を踏まえて産業化を指向した研究内容となっているか。
- 企業等と実施している共同研究と関連した内容を申請する場合、相手先企業等と了承が得られており、企業の果たす役割が明確か。また共同研究経費に加えて本事業で支援することが適当である事由が認められるか。

### (4) 本事業の達成目標と研究成果、知的財産の保護・活用について

- 最終的な目的と整合した妥当な達成目標が設定されているか。
- 得られた研究成果や知的財産の保護・活用に関する配慮がされているか。

### (5) 経費について

- 研究目的・概要に照らして、研究経費は妥当であるか。

### (6) 育成支援の要件適合について

- 企業負担研究費（直接経費）額が明確に示されているか。
- NINS支援額が企業負担額と同額以下であることが確認できるか。
- 設備・備品費その他の費目で、企業負担分とNINS支援分が明確に区分されているか。
- 企業側の参画意欲が同意書により確認できるか。
- 共同研究契約の締結が確実と認められるか。

- ・NINS支援金が企業側へ還流しない体制が整備されているか。

### 3. 審査の進め方

#### (1) 書面審査の実施

委員が個別に実施する書面審査に当たっては、審査要項Ⅲ「2. 審査に当たっての着目点」の各要素に着目し、次表1により評価を行うとともにコメントを付す。なお、委員会の構成員が審査課題の「利害関係者」に該当する場合は、そのことを自己申告し、当該委員会の構成員はコメントのみ表記し評価は行わない。

委員による審査結果を元に、審査結果のまとめを委員長が作成し、委員会の合意により、審査結果のまとめを作成する。

なお、書面審査では判断がつかない場合は、必要に応じてヒアリング審査を実施することができる。

次表1

評価項目	
(1)研究目的・目標について	
(2)研究経緯・動向調査について	
(3)研究実施内容について	
(4)本事業の達成目標と研究成果、知的財産の保護・活用について	
(5)経費について	
(6)育成支援の要件適合について	
総合評価	
コメント欄	
評価区分	
A	妥当である
B	提案にやや不十分な点がある
C	妥当でない

#### (2) 合議審査

委員会による審査結果のまとめに基づき、委員会が採択研究課題を決定する。  
着目点（1）－（4）のいずれかについて妥当でないとされた課題は原則不採択とする。

採択に当たっては、委員会によるアドバイス等（本事業の趣旨を踏まえた適

切な研究実施体制に関するアドバイス、経費執行にかかる条件等) を付した形で、採択研究課題とすることができるものとする。

#### IV. その他

##### 1. 開示・公開等

- (1) 審査の過程は、非公開とする。
- (2) 審査結果については、審査のコメントを付して個別に通知するものとし、採択研究課題に関しては、原則として自然科学研究機構ホームページに公開する。